

指定管理者が行う業務及び管理の実施基準（赤井川村デイサービスセンター）

指定管理者は、施設管理業務の処理を自ら行うことを原則とします。ただし、次に掲げる（１）から（１１）までの業務については、この限りではありません。

（１）清掃業務

○日常清掃

- ・実施日、時間…原則として開所日
- ・内容…床の掃き清掃、ゴミ入れの処理、窓台の防塵、手摺の拭き清掃、鏡みがき、流し台の清掃、衛生陶器の清掃、トイレトペーパーの補充など

○定期清掃

- ・実施日…年間 1 回以上実施するもの
- ・内容…弾性床材、ガラス・サッシ清掃、カーペットタイル、グリストラップ、受水槽清掃（※水質検査を含む）など

（２）自動ドア保守点検業務

○実施回数…年 3 回

- ・ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- ・ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- ・その他細部の点検及び調整

（３）自家用電気工作物保安管理業務

○月次点検…隔月 1 回

○年次点検…毎年 1 回

（４）ボイラー保守点検業務

○実施回数…年 2 回

○保守点検内容（各部清掃含む）

- ・本体関係
- ・オイルバーナー関係

（５）重油タンク保守点検業務

○実施回数…年 1 回

○保守点検内容

- ・地下重油タンク清掃及び漏洩検査（廃棄物が発生した場合の処理含む）

○危険物取扱者の選任（要免状）

(6) 植栽管理業務

○敷地内の植栽の随時管理（剪定・冬囲い等）、除草、草刈り

(7) 除雪業務

○屋根等に積もった雪の雪下ろし及び下ろした雪の整理

(8) 浴槽水水質検査業務（レジオネラ属菌）

○実施回数…年12回

(9) 一般廃棄物処理業務

○一般廃棄物の収集及び処理

(10) 施設損害賠償保険の加入

○賠償責任保険

(11) 防火管理業務

○防火管理

・消防用設備等の保守点検

実施回数…年2回

保守点検内容…消防法第17条の規定に基づき設置している設備

・消防用設備等の自主点検

・その他防火管理上必要な事項